

毎月勤労統計の再集計値公表を受けた 平成 29 年度国民経済計算年次推計（フロー編）の再推計 及び平成 29 年度国民経済計算年次推計（ストック編） の公表延期について

I. 平成 29 年度国民経済計算年次推計（フロー編）の再推計について

本日、厚生労働省より毎月勤労統計の再集計値について発表がありました。

これを受けて、雇用者報酬を再推計し、平成 30 年 12 月 25 日に公表した平成 29 年度国民経済計算年次推計（フロー編）の以下の計数について改定を行います。

再推計結果については 1 月下旬を目途に公表予定です。公表日等、詳細が決まり次第、追って公表します。

なお、平成 30 年 4-6 月期及び 7-9 月期の雇用者報酬（名目・原系列）の再推計結果についても上記とあわせて公表します。

<改定を行う期間及び期種>

平成 28 暦年、平成 28 年度、平成 29 暦年、平成 29 年度、平成 28 暦年～29 年度の各四半期

（※）平成 27 年度以前については、次回四半期別 GDP 速報公表（平成 31 年 2 月 14 日予定）以降、可能な限り早期に公表します。

<改定を行う統計表・計数>

（1）「I. 統合勘定 1. 国内総生産勘定」

（改定を行う項目）

- ・「雇用者報酬」
- ・「営業余剰・混合所得」 等

（2）「I. 統合勘定 2. 国民可処分所得と使用勘定」

（改定を行う項目）

- ・「貯蓄」
- ・「雇用者報酬」
- ・「営業余剰・混合所得」 等

(3) 「Ⅰ. 統合勘定 3. 資本勘定・金融勘定」

(改定を行う項目)

- ・「貯蓄」 等

(4) 「Ⅱ. 制度部門別所得支出勘定」及び「Ⅲ. 制度部門別資本勘定・金融勘定」

(改定を行う部門)

- ① 「一国経済」
- ② 「非金融法人企業」
- ③ 「金融機関」
- ④ 「一般政府」
- ⑤ 「家計(個人企業を含む)」

(改定を行う項目)

①に関する以下の各項目：

- ・「営業余剰・混合所得」
- ・「雇用者報酬」
- ・「純社会負担」
- ・「可処分所得」
- ・「貯蓄」 等

②に関する以下の各項目：

- ・「営業余剰」
- ・「可処分所得」
- ・「貯蓄」
- ・「純貸出(+)／純借入(-)」
- ・「保険・年金・定型保証」
- ・「純貸出(+)／純借入(-)」(資金過不足) 等

③に関する以下の各項目：

- ・「営業余剰」
- ・「可処分所得」
- ・「貯蓄」
- ・「純貸出(+)／純借入(-)」
- ・「保険・年金・定型保証」
- ・「純貸出(+)／純借入(-)」(資金過不足) 等

④に関する以下の各項目：

- ・「純社会負担」
- ・「可処分所得」
- ・「貯蓄」
- ・「純貸出（＋）／純借入（－）」

⑤に関する以下の各項目：

- ・「営業余剰・混合所得」
- ・「雇用者報酬」
- ・「純社会負担」
- ・「可処分所得」
- ・「貯蓄」、「貯蓄率」
- ・「純貸出（＋）／純借入（－）」
- ・「保険・年金・定型保証」
- ・「純貸出（＋）／純借入（－）」（資金過不足） 等

（５）「IV. 主要系列表 2. 国民所得・国民可処分所得の分配」

（改定を行う項目）

- ・「雇用者報酬」
- ・「企業所得」
- ・「国民可処分所得」
- ・「国民調整可処分所得」
- ・「法人企業所得」
- ・「民間法人企業所得」 等

（６）「付表 2. 経済活動別の国内総生産・要素所得」

（改定を行う項目）

- ・「雇用者報酬」
- ・「営業余剰・混合所得」 等

（７）「付表 3. 経済活動別の就業者数・雇用者数、労働時間数」

（改定を行う項目）

- ・「労働時間数（雇用者）」 等

(8) 「付表 5. 経済活動別財貨・サービス投入表 (U表)」

(改定を行う項目)

- ・「雇用者報酬」
- ・「営業余剰・混合所得」 等

(9) 「付表 18. 制度部門別の純貸出 (+) / 純借入 (-)」

(改定を行う項目)

- ・「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府」及び「家計 (個人企業を含む)」の「純貸出 (+) / 純借入 (-)」
- ・「非金融法人企業」、「金融機関」及び「家計 (個人企業を含む)」の「純貸出 (+) / 純借入 (-)」 (資金過不足) 等

(10) 「付表 20. 民間・公的企業の所得支出勘定」

(改定を行う項目)

- 「(1) 民間法人企業 a. 民間法人企業」、「(1) 民間法人企業 b. 民間非金融法人企業」及び「(1) 民間法人企業 c. 民間金融機関」に関する以下の各項目：
- ・「営業余剰」
 - ・「可処分所得」
 - ・「貯蓄」 等

(11) 「付表 21. 民間・公的企業の資本勘定・金融勘定」

(改定を行う項目)

- 「(1) 民間法人企業 a. 民間法人企業」、「(1) 民間法人企業 b. 民間非金融法人企業」及び「(1) 民間法人企業 c. 民間金融機関」に関する以下の各項目：
- ・「純貸出 (+) / 純借入 (-)」
 - ・「貯蓄」 等

(※) 上記項目は、現時点で改定が必要と判明している項目であり、再推計の過程で変更が生じる場合があります。

Ⅱ. 平成 29 年度国民経済計算年次推計（ストック編）の公表延期について

上記フロー編の再推計結果を踏まえて計数の精査が必要となるため、1月18日に予定しておりました平成29年度国民経済計算年次推計（ストック編）の公表日を1月下旬に延期いたします。公表日等、詳細が決まり次第、追って公表します。

(※)同日、公表を予定しておりました「付表6(2). 一般政府の部門別勘定(GFS)」、「付表7. 一般政府の機能別支出(COFOG)」、「付表8. 一般政府の機能別最終消費支出(COFOG)」及び「付表22. 固定資本マトリックス」についても同様に公表を延期します。

(以 上)